

大和市告示第134号

大和市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年6月15日

大和市長 大木 哲

大和市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成21年大和市告示第112号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱

第1条中「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健局長通知別添2）」を「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知別添2）」に改める。

第2条第2項中「、翌年の6月の末日」を「当該申請があった日以後最初に到来する7月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の大和市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱第2条第2項の規定による申請に基づき利用者負担額の軽減を受けている者の当該軽減の対象期間は、平成27年7月31日までとする。